

# 農業・畜産の価格高騰対策支援に関するご案内

～価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

田村市では価格高騰による農業経営への影響緩和に向けて、昨年度に引き続き、市独自の補助制度により農業者の皆様を支援します。

【1月回覧からの追加支援有】

令和6年1月

## 稲作経営体への支援

30a以上の水稲作付及び水稲からの転作を行っている経営体に対し、肥料費の一部を助成します。

### ◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

- ・水稲・転換作物関係なく一律 10aあたり 1,000円

#### (1) 申請方法

田村市地域農業再生協議会による一括申請となります。(※個別の申請は必要ありません。)

#### (2) お問い合わせ窓口 ・田村市地域農業再生協議会 TEL 82-6171

(JA福島さくら たむら統括センター内)

・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



## 園芸作物経営体への支援

### ◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

園芸作物・果樹等の生産販売を行っている営農者に対し、品目ごとに下記単価表に基づき当該年度に要した肥料費の一部を助成します。

#### (1) 園芸品目ごとの助成単価表 (1aあたり)

園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価
ピーマン	500円	スナップ	100円	加工用トマト	200円
トマト	350円	ほうれん草	220円	加工用ほうれん草	100円
ミニトマト	350円	小松菜	220円	りんどう	310円
なす	470円	ネギ	160円	小菊	310円
きゅうり	500円	ブロッコリー	220円	スプレー菊	310円
インゲン	270円	さつまいも	100円	果樹	要相談
さやえんどう	100円	ふきのとう	270円	その他野菜	

#### (2) 申請方法 ①JA園芸部会による一括申請となります。(※個別の申請は必要ありません。)

②部会に加入していない生産者または要相談品目の生産者は、個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。

#### (3) お問い合わせ窓口 ・JA福島さくら たむら統括センター 営農課 TEL 82-6172

・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



(裏面へ)

## 葉タバコ経営体への支援



### ◆田村市肥料高騰対策葉タバコ生産者支援事業

葉タバコ生産農家に対し、当該年度に要した肥料費の価格高騰分の一部を助成します。

- (1) 助成単価 1a あたり 650 円（作付け面積による算定）
- (2) 申請方法 南東北たばこ耕作組合による一括申請となります。  
（※個別の申請は必要ありません。）
- (3) お問い合わせ窓口 ・南東北たばこ耕作組合 TEL 82-0707  
・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511

## 畜産経営体への支援

### ◆田村市飼料価格高騰対策営農者支援事業

和牛繁殖・肥育農家（経営体）及び酪農経営体に対し、飼育頭数に応じて配合飼料・粗飼料等の価格高騰分の一部を助成します。

・令和5年4月1日現在の飼育頭数1頭あたり3,000円

- (1) 申請方法 ①JA畜産部会による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）  
②部会に加入していない生産者は個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。
- (2) お問い合わせ窓口 ・JA福島さくら 営農部 畜産課 TEL 67-1488  
・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511



## 燃油高騰に対する支援

### ◆田村市燃油高騰対策営農者支援事業（追加支援分）

施設園芸野菜（トマト・いちご等）、菌床栽培、果樹、苗の育苗等の施設暖房経費（燃油・電気・ガス等）に対して価格高騰分の一部を助成します。



- (1) 対象期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日
- (2) 補助率 3/10以内（上限額20万円）
- (4) 申請方法 暖房経費の支出額がわかる資料を添付し、補助金申請書を提出してください。
- (5) お問い合わせ窓口 ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511

※田村市ホームページ（農林課 web ページ）でも内容をご確認いただけます。